

2025年度政府予算編成に関わる第2次要請行動

1. 水道部会

日 時：2024年11月20日15時～16時

場 所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：＜水管理・国土保全局 上下水道企画課・水道事業課＞

草川企画専門官

＜公営企業評議会＞

岩本議長、村木副議長、森田副議長、福永事務局長、上杉部会長、大内幹事、島垣幹事

回答：「2025年度政府予算編成に関する要請書」

通し番号	要望内容	回答
【水道行政の移管】		
1	1. 水道行政について、引き続き水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保を行うこと。	1 2024年度の水道施設に関する予算については、上下水道で一体的に取り組む施策を支援する上下水道一体効率化・基盤強化推進事業を創設し、30億円を計上しているほか、水道施設整備費補助として、171億円を確保しており、加えて、防災・安全交付金に水道事業を新たに追加し、水道施設整備の支援を行っている。 2 また、2025年度概算要求においては、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費60億円、水道施設整備費196億円のほか、防災・安全交付金についても要求を行っているところ。 3 引き続き、水道事業者等からの要望に応えられるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。
【ウォーターPPP】		
2	1. ウォーターPPPに関しては、管理・更新一体マネジメントの後、コンセッションへ移行する方式であり、自治体の関与が希薄となり、人材や技術力が失われ、サービスの悪化を招く恐れがある。制度の導入にあたっては各事業体の判断によるものとし、国が今後ガイドラインを作成するにあたり強引な誘導を推し進めないこと。 また、各種補助金・交付金に関して、ウォーターPPPの導入を交付要件としないこと。	1 ウォーターPPPの導入にあたっては、地域の実情に応じ、各事業体の判断のもと検討していただくよう周知している。 2 現在のところ、各種補助金・交付金に関して、ウォーターPPPの導入を要件とすることは考えていない。
【災害復旧・災害応援】		
3	1. 2024年1月1日に発生した能登半島地震において、改めてライフラインの重要性が認識された。引き続き大地震や集中豪雨等の自然災害から早期の復旧、復興に必要な予算の確保や人的支援による被災地の支援継続など、国として必要な措置を講じること。	今後自然災害が発生した場合に備え、有識者、自治体等で構成する「上下水道地震対策検討委員会」を3月に立ち上げ、今後の上下水道一体での災害対応のあり方、施設の被害を踏まえた地震対策のあり方などについて議論を進め、9月に最終とりまとめを公表したところ。これらの議論も踏まえつつ、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道の地震対策を強化・加速化するため、関係者一丸となって取り組みを進めてまいりたい。
4	2. 大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材（組立式給水タンクなど）、及び災害復旧資材の充実を図るため、購入に係る費用を国庫補助対象とすること。 また、給水車を運転するために必要な免許取得費用について、必要な補助制度を設けること。	1 資機材の備蓄については、国庫補助の対象としていないものの、実際に水道施設の災害復旧に使用した資機材に係る費用については、災害復旧事業費にて財政支援を行っている。 2 水道事業者の危機管理体制の強化等を目的として、2021年度より、BCP（応急給水計画や応急復旧計画）の作成費用を財政支援の対象としているところであるため、積極的にご活用いただきたい。
【水道事業関連】		
1. 水道事業の基盤強化について		
5	1. 水道事業の基盤強化について (1) 公共の福祉に基づく安心・安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。 また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。	1 改正水道法では、国が水道の基盤の強化のための基本方針を策定し、都道府県は基本方針に基づき水道基盤強化計画を定めることができるとされており、その計画に基づき、水道事業者等が水道の基盤強化に向けた取組を推進していくこととなる。 2 地域においてどのように取組を推進していくのかについては、関係者においてよく話し合っていて決めていただくことになるが、国としては水道の基盤強化に向けて、小規模な水道事業も含め、例えばガイドラインの策定等による技術的支援や、補助金・交付金による財政支援に努めてまいりたい。
6	(2) 水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業体が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。	1 能登半島地震を含め、頻発する自然災害の発生時においても安定的な水の供給を行うため、広域連携等による水道の基盤強化や耐震化等の取組を推進し、災害に強く信頼性の高い水道を構築していくことは極めて重要であると認識している。 2 2025年度概算要求においては、今般の能登半島地震の経験も踏まえながら、「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けて上下水道一体で取組を推進するべく、これまでの補助・交付対象に加え、 ・上下水道システムの「急所」の耐震化 ・災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化 等の制度拡充を盛り込んでいる。 3 引き続き、水道事業者等からの要望に応えられるよう、支援策の充実を図ってまいりたい。

通し番号	要望内容	回答
7	(3) 簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業体において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。	1 将来にわたって水道事業の持続性を確保するためには、水道事業の基盤強化（計画的な施設更新や財政状況の改善等）が重要であり、基盤強化に向けた有効な方策として、簡易水道事業の統合を含む広域連携を推進している。 2 上水道事業に統合された旧簡易水道事業区域の施設整備については、これまでも、統合後の経営を圧迫するおそれがある場合に、財政支援の対象としてきたところ。 3 さらに、2022年度より、統合後の経営を圧迫するおそれがない場合でも、旧簡易水道施設の給水人口比率の割合が10%以上を占める場合等の要件を満たす場合には財政支援の対象となるよう、制度の拡充を行った。 4 引き続き、所要額の確保に努めるとともに、必要な財政支援について、ご要望を伺いながら検討してまいりたい。
8	(4) 電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。 また、水道台帳整備に関する地図データシステムの構築などの減価償却に関して、地方公営企業法施行規則別表第2の適用基準が不明確であることから、ガイドラインの策定など必要な措置を講じること。	1 水道事業は独立採算制が原則であるため、水道施設の整備、更新及び運営に要する経費については、基本的には、水道料金収入により賄うこととされている。 2 また、2018年改正水道法（2019年10月施行）では、水道施設の計画的な更新や、更新に要する費用を含む事業に係る収支の見通しの作成・公表を努力義務としており、電気設備や機械設備を含めた水道施設全般を対象に、適切な資産管理を推進しているところである。 3 なお、地形や水源などの条件により、施設整備費が割高となること、大規模な先行投資等によって資本単価が著しく高くなるなど、経営条件が厳しい水道事業者を対象に、浄水場の耐震化や管路の更新等の水道施設の整備に要する費用の一部を財政支援している。 4 厳しい財政事情であるため、各種設備の更新費用にまで財政支援を行うことは難しい状況にあるが、現状の補助メニューで採択出来る場合もあるので適宜ご相談いただきたい。
2. 自然災害も含めた危機管理対策について		
9	2. 自然災害も含めた危機管理対策について (1) 各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。 また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に取り組むやすいよう支援すること。	1. 国土交通省では、自然災害等でも事業継続を確保できるよう、水道事業者等に対し、業務継続計画や対応マニュアルを作成するよう要請しており、例年、その取組状況を調査しているところ。 2. 国土交通省としては、全国主管課長等会議等の場において、危機管理マニュアルの策定状況について水道関係者と共有している。また、危機管理マニュアル策定指針とあわせてマニュアル作成例も公表しているが、より具体的に取り組むやすいよう、マニュアル作成例等の更なる充実といった見直しが可能か適宜検討するとともに、立入検査等を通じて、引き続き、業務継続計画の策定を促して参りたい。
10	(2) 過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。 あわせて、災害時給水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。	1. 災害発生時には、被災した都道府県の水道行政主管部局等からの情報を、日本水道協会本部と共有し、被害状況及び復旧状況の把握を行うとともに、これらの情報を踏まえ、日本水道協会及び地方整備局等を通じて被災した水道事業者への支援を行っている。 2. 日本水道協会では「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、地方支部や都府県支部等による訓練を実施しており、会員水道事業者の連携や支援体制を一層強化することにより、災害対応力の更なる向上を図っているところ。 3. この手引きは2020年4月に改訂され、応援体制を迅速かつ効率的に構築するための新たな取組や、過去の災害や訓練等により得られた教訓・知見なども盛り込まれており、本改訂の検討委員会には（当時）水道課[厚生労働省]も参加している。 4. 改正水道法では、災害時における国・都道府県・水道事業者等の関係者間の連携及び協力の確保に関する努力義務が規定されたことも踏まえ、近年発生した災害への対応状況から改善等ができる点はそれらが今後の取組に反映されるよう、国土交通省として、引き続き日本水道協会と連携し、相互応援の取組の充実に向けて取り組んでいる。 （参考）国土交通省が策定している災害対応関係のマニュアル ・危機管理対策マニュアル（地震、風水害等の危機管理の内容別） ・災害時相互応援協定策定マニュアル ※国交省では、日水協の「地震等緊急時対応の手引き」改訂を踏まえ、現在災害対応関係のマニュアル類を2020年8月6日に改訂 5. 水道の供給にあたって電源の確保は不可欠であることから、水道事業者等において非常用自家発電設備等の整備を進めていくことが重要である。その上で、地震等災害時において停電により水道の供給が困難な場合には、関係省庁を通じて電源車の派遣を要請する等、迅速な復旧に資するよう必要な支援に努めてまいりたい。

通し番号	要望内容	回答
3. 水道事業政策について		
11	3. 水道事業政策について (1) 都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう助言すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業者の同意を得て策定するようあらためて助言すること。	1 水道事業の広域連携については、地域の実情に応じた取り組みを進めることが重要であり、水道広域化推進プランに基づく取り組みにおいても、事業統合ありきで進めている都道府県は無いと認識している。 2 水道基盤強化計画の策定にあたっては、「あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない」と水道法に定められており、都道府県に対し、周知を行っている。
12	(2) 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業体の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずるとともに、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業体は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。 また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるよう働きかけること。	1 地域における水道事業を将来にわたって維持していくためには、水道事業の運営に必要な人材の確保・育成や技術力の確保は極めて重要である。 2 改正水道法に基づく「水道の基盤を強化するための基本的な方針」において、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する考え方を示しているところであり、各水道事業者等におかれては、長期的な視野に立って、自ら人材の確保及び育成ができる組織となるよう努めていただきたいと考えている。 3 また、水道事業者等が単独での人材の確保が難しい場合には、近隣の水道事業者等や民間事業者と連携して（広域連携、官民連携）、必要な人材や技術力の確保に取り組むことが必要であり、国土交通省としても技術的・財政的な支援（※）を行っている。 ※ 水道基盤強化計画の策定の手引きの公表、官民連携推進協議会等での官民連携や広域連携に関する優良事例の横展開 等 災害等への対応によって職員数が不足する場合の対応について、国土交通省としては、要員の確保等を内容とする事業継続計画の策定を含む「危機管理対策マニュアル策定指針」や水道事業者間の相互応援等を含む「災害時相互応援協定策定マニュアル」等を策定し、各水道事業者等に対して参考とするよう求めているところである。
13	(3) アセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な財政支援を確保すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとする。 また、そのために必要な人的支援や技術的支援にとどまらず、将来における水道事業の在り方に関して、国としてどのように捉え、どのような対策が必要なのかビジョンを明確にすること。	（また、以降の回答） これまで、水道事業者が円滑にアセットマネジメントに取り組むことができるよう、手引きや簡易支援ツールの提供等を行うとともに、水道事業者が地域の実情に応じて水道施設の耐震化を進めることができるよう財政支援に取り組んできた。 さらに、水道施設の老朽化等に対応し、水道施設等の適切な資産管理を進めるため、平成30年の改正水道法において、水道施設を良好な状態に保つための維持・修繕や、長期的な観点に立った水道施設の計画的な更新に努め、その事業収支の見通しを作成・公表するよう努めるなど、水道施設の適切な資産管理を推進しているところである。 これらの取組により、今度とも、水道事業者の水道施設の老朽化対策を支援していく。
14	(4) 公共の福祉の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう、国が発注事業体に対し、随時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業体の人材確保と技術力の継承には配慮すること。	1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」として、 ○ 長期的な視野に立って、自ら人材の確保及び育成ができる組織となることが重要 ○ 官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要 ということを周知している。 2 また、水道施設運営権の設定の許可にあたり、国土交通大臣は、地方公共団体である水道事業者等が作成する事業実施計画の提出を受けて、 ① 計画が確実かつ合理的であるか ② 利用料金が総括原価主義によって適正に算定されているか等水道法に定める要件に適合するか ③ 当該事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれるかどうか の3つの観点から審査を行う。 3 さらに、許可に関する審査についての基本的な考え方を示した「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」（2019年9月策定）において、水道事業者等によるモニタリングの確認事項や、モニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置※が定められていること等を確認した上で許可することとしている。 ※ 研修等の実施や水道施設運営権者・他の水道事業者等に継続的に人員派遣を行うこと等 4 国土交通省としては、本ガイドラインに沿って適切に審査を行うとともに、許可を受けた水道事業者等に対して立入検査等を行う際には、水道事業者等のモニタリング体制が適切であるかについて確認してまいりたい。

通し番号	要望内容	回答
15	(5) 電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上がはかられているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。	1 これまでも検定期間が満了した水道メーターの有効期間の延伸について、メーカー、ユーザー等の関係者を交えて議論してきました。 2 国土交通省としては、水道メーターの誤差や耐久性の調査について関係者と協議を継続することにより、検定満了期間の見直しについて働きかけてまいります。
16	(6) 水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を周知するなど引き続き情報を共有すること。	1 労働者の安全対策は、労働安全衛生法に基づく、安全衛生管理体制の確立や労働災害防止のための具体的措置が水道事業者や工事等の受注者において適切に講じられることが重要である。 2 厚生労働省では、水道事業に携わる労働者だけに限らず全ての労働者の安全と健康の確保を図るため、2023年4月から2028年3月を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」を進めているほか、労働基準局からは2023年3月31日付けで「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」、また、2021年5月17日には水道関係を含む労使団体向けに「基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について」をそれぞれ発出し、先般の感染症予防対策も含めた労働者の安全衛生の促進に向けて取り組んでいる。 3 また、水道事業者や関係団体※においては、水道工事の事故防止に向けた取組として、事故情報や対策に関する情報提供、工事現場での安全パトロールや啓発用DVDの作成等を行っているほか、水道事業者は、各種業務委託においても、労働安全衛生法を含む関係法令の遵守や安全衛生管理、危険防止等の措置を講ずるよう業務の仕様書等に定めっていると聞いている。 ※全国管工事業協同組合連合会 4 引き続き、国土交通省として、関係団体等と連携し、職場における労働者の安全と健康の確保および快適な職場環境が形成されるよう、取り組んでいく。
17	(7) 水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積極的に周知すること。 また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。	1 講演会等の機会を活用して水循環に関する施策をお知らせするとともに、ポスター掲示や水道事業者等への情報提供など水の日関連行事や水道週間の周知に取り組んでいる。 2 引き続き、内閣官房とも連携し水道の安全性に関する広報を含む水循環に関する施策の広報や情報発信に取り組んでまいりたい。

2. 下水道部会

日 時：2024年12月 3 日11時～12時

場 所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：＜水管理・国土保全局 上下水道企画課＞

堂蘭上下水道事業調整官、斉木総務係長

自 治 労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、森田副議長、福永事務局長、坂下部会長、竹下副部会長、
村本幹事、前田幹事

＜大都市共闘＞

平山下水道部会長

＜全国都市下水道対策連絡協議会＞

菅原幹事

回答：「2025年度政府予算編成に関する要請書」

通し番号	要望内容	回答
【水道行政の移管】		
1	1. 水道行政について、引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保を行うこと。	○2024年度補正予算案においても「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」や2024年能登半島地震を踏まえた耐震化などに必要な予算を計上した。また、上下水道耐震化計画に基づく、水道施設の耐震化の取組を推進するため、従前の資本単価要件を満たす自治体に加え、料金回収やこれまでの耐震化の進捗実績を評価した上で、耐震化の取組を加速する自治体を支援対象に追加したところ。 ○国土交通省として、今後の国土強靱化実施中期計画の策定においても上下水道の強靱化をしっかりと位置づけ、当初予算を含め、継続的・安定的な予算確保に全力で取り組んでまいりたい。
【ウォーターPPP】		
2	1. 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の改定が行われたが、コンセッション導入後の検証を行い、今後課題が生じた場合には、速やかに精査・共有化し、導入の検討を進めている事業管理者に認識をさせることから、有効なモニタリングを行うための職員体制づくりや技術力の確保を促すこと。また、災害時対応における責任の明確化や早期復旧にむけた取り組み手法等、住民が安全・安心できる対応策を講じること。	○「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」については、先行している自治体のみならず、運営を担っている民間事業者からも課題等を聴き取ったうえで、有識者を交えた議論を経て、2022年3月に改訂したところ。 ○有効なモニタリングを行うためのモニタリング体制の確保や、モニタリングの手法等、モニタリングに関する記載を大幅に拡充した。 ○今後もコンセッション方式のモニタリング結果等を確認の上、必要に応じ、本ガイドラインの改訂に反映させることを検討したい。 ○また、本ガイドラインで、災害等発生時及び緊急時の対応を解説している項目についても、必要に応じ、さらに充実させていくことを検討してまいりたい。 ○引き続き、安定的で持続可能な下水道事業に向け、本ガイドラインの周知に努めてまいりたい。
3	2. 「PPP／PFI推進アクションプラン（令和6年改訂版）」にてウォーターPPPの推進がさらに強化されたが、導入にあたっては各自治体の判断によるものとする。また、ウォーターPPPの導入を污水管の改築更新に対する交付金の要件とすることは、自治体の実情にそぐわない民営化・委託化の推進に繋がる懸念があるため、この要件を撤廃すること。	○ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、使用料収入減少等、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するための一つの有効な手段と考えているところ。 ○下水道事業・経営の持続性向上のための大きな転換点として捉えていただき、各地方公共団体の前向きな導入検討の開始をお願いしたい。 ○また、ウォーターPPPの導入については、導入検討経費への補助制度の創設、相談窓口の設置、ガイドラインの策定等、導入を円滑に進めることができるように、財政的・技術的支援を行っている。 ○引き続き、地方公共団体のご意見を丁寧にお聴きしながら、必要な支援を実施していく。
4	3. 「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版」において導入までのガイドラインが公表されたが、今後、改定するにあたり各事業体の状況や実態を集約し、意見反映すること。	○ウォーターPPPが公表されてから、地方公共団体あて様々な機会で説明や意見交換等をして多くのご意見をいただいております。これらに基づいて、2024年3月、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版を公表する等してきたところ。 ○2023年度も様々な機会での説明や意見交換等を進めながら第1.1版、第1.2版を公表したほか、地方公共団体の委員も含む策定検討委員会を設置し、第2.0版の策定（改訂）を進めている。 ○今後も、地方公共団体の実情等を踏まえて、随時、記載を充実させ、各地方公共団体の適切なお判断に資するものとしてまいりたい。
【下水道行政】		
5	1. 次年度の予算編成に際しては、特徴的事項を明確にし、下水道（汚水処理）サービスを想定して、予想される効果などを具体的に提示すること。また、地域の課題や実情に応じた対応が可能になるようにすること。	○2025年度予算については、能登半島地震の被害や人口減少等を踏まえ、「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けて、耐震化や処理場の防災拠点化などを推進するための制度の創設・拡充等を要求しているところ。 ○下水道管理者が効果の高い事業を行えるよう、必要・十分な予算の確保に向け、引き続き、努力してまいりたい。
6 前段	2. 下水道事業は、広域的な流域や水域の保全など公的受益をもたらすものであることから、国庫補助を前提に建設・改築更新してきた経緯を踏まえて、現在の補助率の維持ができるよう関係省庁との調整を継続すること。	○国土交通省としては、下水道の公共的役割や各地方公共団体の状況等を踏まえ、引き続き現在の補助率が維持できるよう努めてまいりたい。
6 後段	2. （後段）また、広域化・共同化を進めるにあたり、引き続き事例等の迅速な情報発信に努めるとともに、地域ニーズに応じた必要な財政措置について拡充ができるよう、省庁間での連携を行うこと。	○広域化・共同化の推進のため、広域化・共同化計画実施マニュアル、下水道事業における広域化・共同化の事例集を2024年4月に公表したところである。 ○財政支援としては、2024年度に「下水道広域化推進総合事業」の補助対象を拡充したところである。 ○引き続き関係省庁とも連携して取り組んでまいりたい。

通し番号	要望内容	回答
7	3. 下水道事業職場における事業に精通した職員等の育成・配置について、極めて少人数で下水道事業を行っている自治体等では、技術の継承が容易でないことから、広域的な取り組みにより人材育成が可能となるよう引き続き支援すること。	○下水道事業に従事する職員数は小規模な自治体ほど少なく、今後の持続可能な下水道事業を運営していく上で、1つの自治体で技術を継承していくことは深刻な問題であると認識している。 ○そのため、国土交通省では国土交通大学校での研修の開催や自治体職員を対象とした研修へ講師を派遣するなど、国における最新の動向や事例を交え、技術力の向上や知識の習得に努めているところ。 ○また、2024年度からは上下水道一体での人材育成の取組である「水道場」を開催するなど、他の自治体職員と交流を深めながら知識を深める取組も推進しているところ。 ○国土交通省としては、この様に1つの自治体では実施することが難しい技術力の向上などを目的とした取組を行っているところであり、これらの取組を継続することで支援してまいりたい。
8 前段	4. D X ・ I C T の活用を推進するにあたっては、中小事業体がより計画的・効率的な改築・維持管理を推進するためのマネジメントサイクルを容易に確立できるよう、ガイドラインの精査をするともに、財政的・技術的な支援を行うこと。	○計画的な点検・調査、修繕・改築を進めるため、「下水道ストックマネジメント支援制度」を2016年度に創設し、支援してきたところ。 ○さらに効率的・効果的に取り組むためには、I C Tを活用し、維持管理情報を起点として点検・調査、修繕・改築を進めるマネジメントサイクルを確立することが重要である。このため、情報管理方法やマネジメント方法などを整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン」について、2019年度に管路施設編、2020年度に処理場・ポンプ場施設編を策定している。 ○加えて、2022年度より下水道管路に関する情報等をデジタル化するために必要な費用を支援する「下水道情報デジタル化支援事業」を創設し、財政支援を行っているところ。 ○ただし、当該事業は2026年度までの予算制度となっており、2027年度以降、改築に際しての交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理していることが要件となる点にご留意いただきたい。 ○計画的・効率的な維持管理や改築更新を推進するため、引き続き、財政的・技術的な支援を実施していく。
8 後段	4. (後段) また、下水道分野の業務の効率化を目的として、共通プラットフォームやアセットマネジメント導入などのD X 化が進みつつある。技術職確保のためにも、D X ・ I C T 活用の目的は業務の省力化であることを明らかにするとともに、各自治体に対し、人員の削減につなげるものがないよう周知徹底すること。	○下水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなる中においても、下水道サービスの持続性を確保することを目的として、D X を推進しているところ。 ○目的については、「下水道政策研究委員会制度小委員会報告書」（2020年7月）や「新下水道ビジョン加速戦略（2022年度改訂版）」（2023年3月）においても明記しているところ。 ○引き続き、D X 推進の目的や好事例等を共有するため、事例集の公表や説明会の開催等により周知を図っていく。
9	5. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題を解消していくため、『グリーンイノベーション下水道』の実現にむけた様々な施策が行われていくが、これらの施策を検証し下水道事業の運営に対する影響について適宜公表すること。また、各自治体が脱炭素化を計画するにあたって、財政的、技術的支援を行うこと。	○2021年度の『脱炭素社会に貢献する下水道のあり方小委員会』において、2050年カーボンニュートラル実現に向けた下水道の方向性や施策等が示された。 ○脱炭素化に向けた取組を加速化するため、下水道の排出量等の「見える化」などに取組むとともに、各地方公共団体の実態も踏まえた対策や検討すべき課題等について検討・支援を実施していく。 ○以上の検証・検討結果については、適宜公表してまいりたい。
【大規模自然災害の対策強化】		
10	1. 地震をはじめ、近年の台風や集中豪雨による甚大な災害に対し、被災地の情報の収集および提供を継続するとともに、的確な支援をすること。引き続き各自治体に対し、災害対応マニュアルやB C P などが実践的なものとなるよう、この間の事例を踏まえつつ、訓練によるブラッシュアップの必要性を周知し、各省庁における横断的な課題が生じた際には支援を行うこと。また、広域・流域下水道でのB C P 策定や訓練の実施について事例の発信や技術支援等を行うこと。	○地震や水害など、甚大な災害が発生した場合には、施設の被害状況等について、各自治体から情報を収集するとともに、HPなどを通じて情報発信しているところ。 ○2024年能登半島地震や大雨による浸水被害が発生した際には、被災地に国土交通省の職員をTEC-FORCEとして派遣し、被災地の情報収集及び被災自治体に対する技術的支援を行ってきた。 ○下水道B C P 策定マニュアルについて、2022年度までの下水道施設の被災から明らかになった課題などを踏まえ2023年4月に改訂し、下水道B C P の策定、訓練による計画的な見直しを推進しているほか、2024年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道一体となった被災時の早期復旧などが可能となるよう、B C P の実効性向上に向け拡充・見直しを進めている。 ○災害に伴う大規模かつ長期停電時においては、燃料や電源の調達など、各省庁間の調整をするなどの必要な支援を行うこととしている。
11	2. 災害により甚大な被害が発生した場合には、被災施設の復旧状況を見極め、予算措置や人員確保について、完全復旧まで支援を継続すること。また、復興支援に関して、長期的な人材派遣ができるよう通常時の人員体制を含め予算の確保を推奨すること。	○大規模な自然災害が発生し下水道施設に甚大な被害が発生した場合には、被災施設の状況を見極めながら適切な財政支援がなされることが必要であると考えており、円滑な災害査定の実施や予算確保に向けて、必要な技術的支援をしているところ。 ○また、被災団体の復旧支援に係る人員確保に当たっては、全国知事会・市長会・町村長会のシステムや関係の深い団体同士のネットワークを通じて実施されるとともに、国土交通省においても派遣者の調整等を行ったところである。 ○なお、支援団体における長期派遣者の人件費等については、特別交付税措置がなされるものと認識している。 ○国土交通省としては、引き続き、被災地方公共団体のご意見も踏まえ、関係省庁と協力し、必要な支援を実施していく。

通し番号	要望内容	回答
12	3. 災害復旧事業について、被災地域の早期復興にむけた調査並びに手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。また、支援事業者との協力体制の構築をはかること。	○災害復旧事業の災害査定について、2024年能登半島地震でも適用されたように、被害件数が多い地方公共団体においては、書面による査定上限額の引き上げや設計図書の簡素化により、早期の災害査定を実施するなどの効率化が行われている。 ○また、被災自治体が早期に災害復旧事業に着手できるよう、地方公共団体同士の相互支援のルールを定め、このルールのもと、被災自治体への支援も行われている。 ○今後も国土交通省では、被災市町村ができる限り早期に復旧できるよう全力で支援を実施していく。
13	4. 近年の豪雨災害等を踏まえ、下水道管理者による内水氾濫防止と河川管理者による河川氾濫防止のため、より緻密な関係間連携の強化を図れるよう技術的な支援等を行うこと。	○流域のあらゆる関係者が連携した流域治水の実効性を高めるため、流域治水関連法による法的枠組みを活用した取組などを推進しているところであり、引き続き、技術的な助言など必要な支援を実施していく。
【災害復興支援】		
14	1. 被災地域の復興について、当該自治体の要望・意見を十分に聞き地域の特性やニーズを踏まえた支援方策を引き続き検討すること。また、人材不足や資材不足が復興の弊害とならないよう状況を注視し、円滑な施工が確保されるよう適切な対応に努めること。	○例えば、東日本大震災等の被災地域における復旧・復興事業については、間接工事費の割り増しを行う復興係数の導入等を実施してきたところ。 ○国土交通省としては、引き続き、被災地域における復旧・復興事業が円滑に進むよう、関係省庁と協力しつつ、技術的な助言など必要な支援を実施していく。
15	2. 能登半島地震の復旧事業について、被災地域の早期復興にむけ手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、引き続き支援を行うこと。	○能登半島地震の災害復旧事業の災害査定について、書面による査定上限額の引き上げや設計図書の簡素化により、早期の災害査定を実施するなどの効率化が行われている。 ○また、4月より「能登上下水道復興支援室」を七尾市内に設置し、国土交通省の上下水道技術職員を常駐させ、上下水道の復旧を技術的にサポートする体制を構築している。 ○今後も国土交通省としては引き続き、被災地に寄り添い、地域の将来を見据えた復旧・復興に向けて、全力を挙げて被災自治体を最大限支援していく。
16	3. 東日本大震災において、大幅な人口減少や下水処理区域の縮小による使用料収益の大幅減少により、将来の事業見通しが立てられないでいる各自治体および事業体に対し、持続的な事業運営ができるようより一層の支援を行うこと。	○東日本大震災の復旧・復興については、一部地域において途上のところもありますが、地域の実情に応じて持続的な事業運営の実現は重要と考えている。 ○国土交通省としては、全国的に下水道事業を取り巻く厳しい状況は今後益々加速していくと予想しており、中長期的な観点から事業マネジメント、DX、官民連携および広域化・共同化など、事業体に対し必要な支援を実施していく。